

令和元年度のごみ減量・分別施策について

【ごみ処理基本計画における実施・検討すべき施策】		【課題・対応方向等】		区分	平成30年度の実施	令和元年度の主要事業	
生活ごみ	1. 広報・啓発の強化 ①若者・集合住宅・短期居住者への働きかけ ②実践につながる情報提供 ③ごみ減量状況の分かりやすい公表 ④子どもへの教育・啓発、出前講座 ⑤市民参加型イベント・キャンペーン	・関心低い層に届く仕掛け ・具体の行動につながる取組 ⇒関係者とともに企画実施 ⇒新たな切り口の取組 ⇒進捗・分かりやすい広報	生活ごみ	①WAKE UP!!(ワケアップ)仙台 ・企画段階から市民協働(アメニティ・せんだい推進協議会) ・ワケアップキャンパス(店頭啓発・アンケート調査) ②市政だより、ごみ分別アプリ ③多言語DVDの作成・動画のホームページ掲載(6か国語) ④ごみ量速報 ・市ホームページ、区窓口大気モニター活用 ⑤啓発イベント ・エコフェスタ2018、モッタイナイマルシェ、アレマキャンペーン	□ WAKE UP!!(ワケアップ)仙台・食品ロス対策 ・「市民1人1日あたりの家庭ごみ排出量450グラム以下」の達成に向けた取組を継続する。 ・若年層や外国人向けのごみ排出ルール周知徹底や大学生プロジェクトチーム「ワケアップキャンパス」との協働による啓発活動、「エコフェスタ2019」や資源物のイベント回収を実施するなど周知啓発の強化に努めていく。 ・平成30年度から取り組んでいる食品ロス対策に関する調査検証を継続し、食品ロスの削減を促進する。		
	2. 地域等との連携によるごみ減量 ①クリーン推進員・町内会・子供会との連携 ②効果的な取組を広げる仕組みの検討	・クリーン仙台推進員の増 ⇒多様な主体へ働きかけ ⇒好事例の横展開				①排出実態調査(クリーン仙台推進員)、集積所五つ星診断 ②生ごみ堆肥化モデル事業(太白区ひより台地区、リーダー20世帯) ③地域ごみ出し支援促進事業(19団体登録)	□ 地域と連携した取組 ・ごみ集積所における適正排出指導や清潔の保持を目的にクリーン仙台推進や町内会等と連携した取組を継続して実施する。 ・生ごみの発生量を抑制し、家庭ごみ排出量を削減させるモデル事業を太白区ひより台で昨年度に引き続き実施する。 ・ごみ出しが困難な方々を支援する地域団体等に対して助成金を交付することでごみ出し困難者の負担軽減を図る。
	3. 生ごみの減量 ①3切る(使い切る・食べきる・水を切る) ②堆肥化容器・電気式生ごみ処理機 ③乾燥生ごみと野菜の交換	1. に同じ				①3切る啓発、食育との連携 ②生ごみ処理機等補助(たい肥化容器198基、電気式処理機184台) ③モッタイナイキッチン(H29.9～) ④フードドライブ(市内9カ所、900品目、470kg) ⑤食品ロス対策(市民モニター調査、リーダー養成講座、セミナー)	□ 剪定枝分別収集資源化等モデル事業 ・平成30年度に引き続き粗大ごみ収集スキームを活用した分別収集及び原料チップとして資源化するモデル事業を5～7月まで実施する。 ・さらに今年度から自己搬入も受け入れ燃やすごみ量の削減とリサイクルの向上を図っていく。 ・コーティングされた紙製容器の拠点回収による資源化を継続して実施する。
	4. 紙類の資源化 ①集団資源回収や資源回収庫 ②地域連携で排出実態把握・ルール徹底 ③ライフスタイル変化に対応した排出仕組み(紙製容器包装)	1. に同じ ≪紙製容器包装≫ ・収集運搬、処理施設確保 ※コーティングされた複合品  ←このマークが目印				①集団資源回収、紙類定期回収 ②排出ルール徹底 ③紙製容器包装の分別回収と資源化(9月～、1.5トン) ・区役所や市民センターで拠点回収 ④春の資源物回収キャンペーン(21店舗、649t) ・スーパーや古紙回収業者の協力	□ 「プラスチック・スマート」への賛同・取組 ・環境省が薦める海洋プラスチックごみの削減に向けた取組に賛同し、市が行うアレマキャンペーンのほか、市民団体や企業等が実施するまち美化清掃活動などの支援について継続的に実施していくとともに、環境省のホームページ等でその取組を公開する。
	5. プラ容器包装の資源化 ①分け方やリサイクルの状況の広報啓発 ②ライフスタイル変化に対応した排出仕組み	1. に同じ				①レジ袋削減キャンペーン(10月) ・関係事業者(209事業者、約1,610店舗) ・小中学校等によるポスター掲出、啓発CDの活用	□ 松森資源化センター基幹改良工事 ・設備等の老朽化に伴う基幹改良工事について着手するとともにスプレー缶処理機等の整備を行い、穴開け排出ルールの見直しを行なう。
	6. 剪定枝の分別・リサイクルの具体的検討	≪剪定枝≫ ・収集運搬、処理施設確保				①分別収集・資源化モデル事業(9月～11月、58トン) ・粗大ごみの収集体制を活用、無料、数量無制限	
	7. その他リサイクル	1. に同じ				①小型家電リサイクル(約67t) ・ボックス回収(25t)、ピックアップ回収(32t)、イベント回収(10t)	
事業ごみ	1. 事業者への啓発・分別指導の強化 ①取組評価手法の具体的検討	・指導啓発強化 ⇒大規模多量立入調査体制強化 ・取組評価手法	事業ごみ	①大規模多量事業者指導・研修等 ・立入調査は搬入物検査後の訪問指導に併せて実施 ・ごみ減量・リサイクル研修の開催(8月28日、205人参加)	□ 大規模多量事業者指導・研修等 ・大規模複合店舗や大規模病院などを対象とした重点施設を定め、定期的な立ち入り調査を行うとともに、新規大規模建築物への立入調査を強化する。 ・出前講座や事業者向けの研修会を実施することにより、排出事業者の適正排出とリサイクルに取り組みやすい環境の整備に努めていく。		
	2. 処理費用負担のあり方の具体的検討	・処理費用負担の見直し ⇒条例改正(H30.4月施行)				①手数料改定施行(H30.4.1施行) ・100kg毎1,500円、100kg超10kg毎150円	□ 事業系食品ロス対策 ・宴会等の多いホテルや旅館の事業者団体に対するヒアリングや働きかけを行うなど、事業系食品ロスの削減に努めていく。
	3. 生ごみの減量 ①食品関連事業者への働きかけ	・効果的な働きかけ ⇒処理機補助 ・民間事業者との意見交換				①食品関連事業者へ働きかけ ・生ごみ処理機補助(1件)	
	4. 再生可能な紙類のリサイクル ①展開検査の強化 ②事業者分別訪問指導・事業ごみ出前講座	・展開検査強化 ⇒検査装置導入 ・検査を踏まえた指導啓発の継続				①展開検査(1,982件) ②事業者訪問指導・出前講座(訪問指導1,255件・出前講座21件) ③事業系紙類回収支援 ・無料回収ステーションの使用促進(20カ所)	□ 搬入物展開検査による適正排出指導 ・清掃工場で行う展開検査装置による検査から、排出事業者への適正排出指導の強化を図っていく。